

意見書

平成22年11月22日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

〒107-8006

東京都港区赤坂5-3-6

株式会社 東京放送ホールディングス

代表取締役社長 財津 敬三

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

該当箇所	意見
2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割当て	当該の委託放送事業は「携帯端末向けの放送」という全く新しい分野、ユーザー、環境を対象とした事業であり、市場性も未知数であることから、新規参入の負担をより減らすためにも、周波数の割当ては柔軟に行い、1セグメント未満の割当て単位を設けるなどの措置を講ずるべきである。